

「平成26年度熊本県食品衛生監視指導計画」 ～概要版～

1 基本的事項

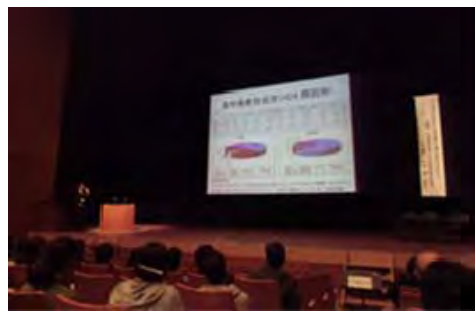
○食品衛生監視指導計画とは？

熊本県では、食品衛生法に基づき、毎年度、翌年度の熊本県食品衛生監視指導計画（以下、「監視指導計画」といいます。）を策定しています。

この監視指導計画は、熊本県（熊本市は除く。）における食品衛生に関する取り組みの基本となるもので、食中毒などの食品事故防止のために、飲食店などの営業施設への**立入検査**（※1）と加工食品や農林畜水産物などの**収去検査**（※2）を柱として、様々な取り組みを年間通して実施するよう計画しています。



【一日食品衛生監視員の監視】



【ノロウイルス食中毒予防講習会】

○実施の対象区域と期間は？

対象区域は、「熊本県全体（熊本市は除く。）」です。政令市の熊本市は、独自に計画を策定します。

期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間です。

2 監視指導の実施に関する事項

実施機関は、県下10か所の保健所、食肉衛生検査所、健康危機管理課が行います。

保健所では、それぞれに所属する食品衛生監視員が、**対象施設**（※1）である飲食店など営業許可施設等に対して、規定の回数**立入検査**（※1）を行い、必要に応じて収去検査（※2）を実施します。



食肉衛生検査所では、と畜(食鳥)検査員が管轄すると畜(食鳥処理)場で、と畜(食鳥)検査(BSEスクリーニング検査を含む。)と処理施設の衛生指導を行います。



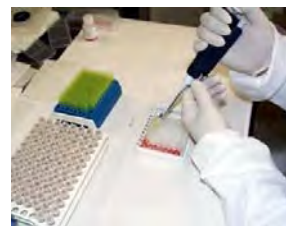
【生体検査(牛)】



【枝肉検査(豚)】



【内臓摘出後検査(鶏)】



【BSE スクリーニング検査】

健康危機管理課は、各保健所間の調整、国や都道府県等との連携・調整を行います。

収去した**食品の検査**(※3)は、**保健環境科学研究所及び八代保健所試験検査課**が実施します。検査結果は保健所へ報告され、各保健所の食品衛生監視員が、収去した営業者に対して結果に基づく指導を行います。

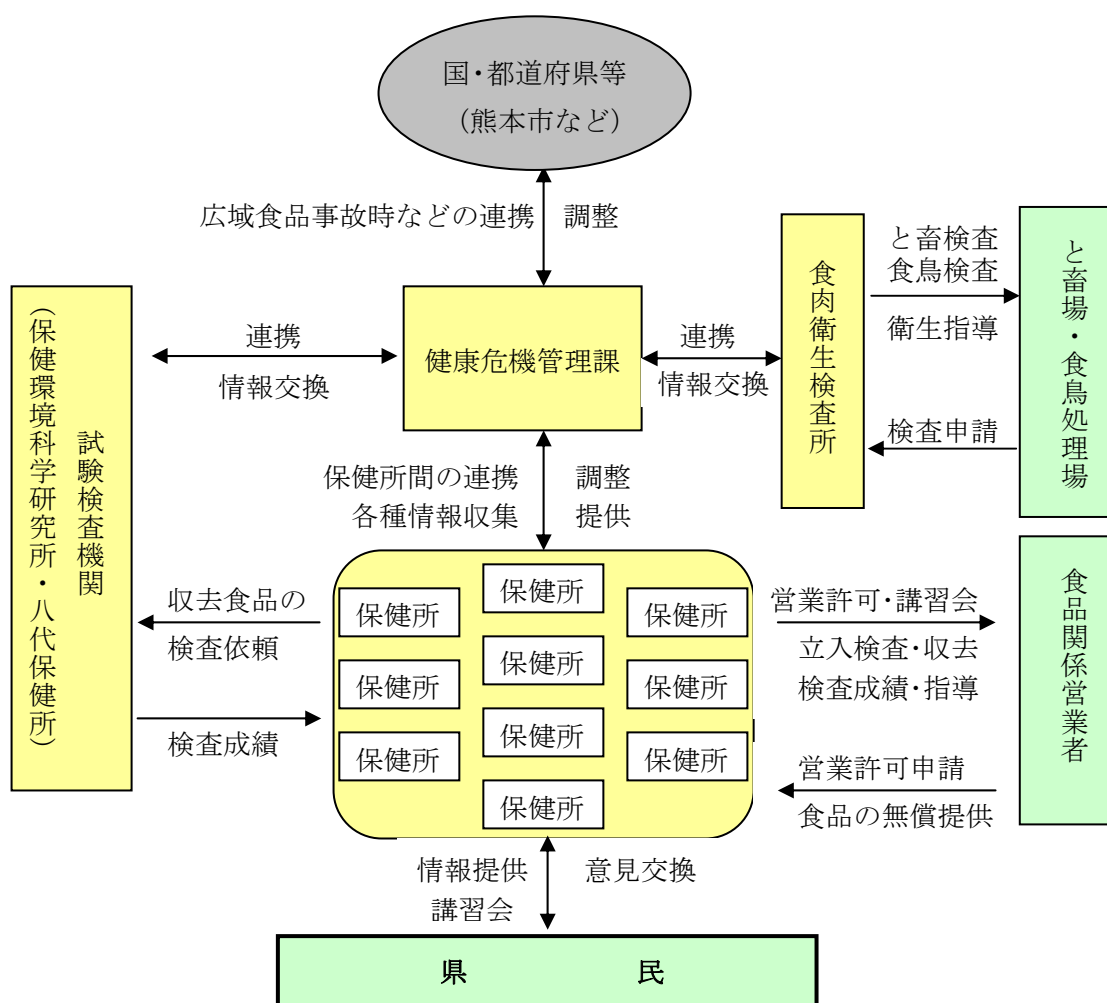


【保健環境科学研究所】



【八代保健所試験検査課】

監視指導に係る関係機関との連携のイメージは次のとおりです。



※1 立入検査で実施する監視指導事項

(1) 一般的監視指導事項

管理運営基準及び施設基準が守られているか

(2) 重点監視指導事項

- ① 食中毒防止 ② 適正表示 ③ 輸入食品監視 ④ 広域流通食品監視
⑤ 生食用食肉監視 ⑥ 放射性物質(県内流通の情報があった場合)

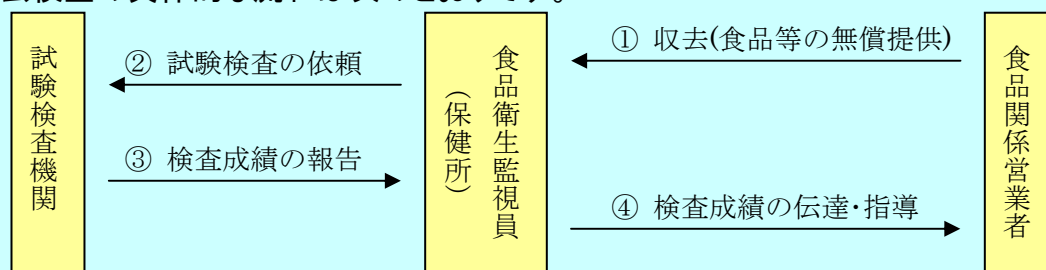
立入検査ランク表(抜粋)

ランク	標準監視回数	対象施設
S	3回以上／年	前年度の違反施設
A	2回以上／年	500食以上提供飲食店、乳肉加工品製造業、飲料製造業 等
B	1回以上／年	各種食品製造業、食肉・魚介類販売業、大量調理施設 等
C	1回以上／2年	一般食堂、乳類販売業、漬物等製造業、中小規模調理施設 等
D	1回以上／5年	簡単な調理・加工業、包装食肉・包装魚介類販売業、自販機 等

※2 収去検査

食品衛生法第28条で規定されている知事の権限で、検査のため必要があれば食品衛生監視員に命じて営業者等から食品を無償で提供させることができるという制度です。

収去検査の具体的な流れは次のとおりです。



※3 試験検査の内容

(1) 成分規格

- ① 微生物 ② 添加物 ③ 農薬等 ④ その他

(2) 適正表示

- ① アレルギー物質 ② 遺伝子組換え食品

(3) 指導基準

成分規格がない食品の製造加工に関して衛生指導を行う目的で県が独自に設定した基準

(4) モニタリング検査

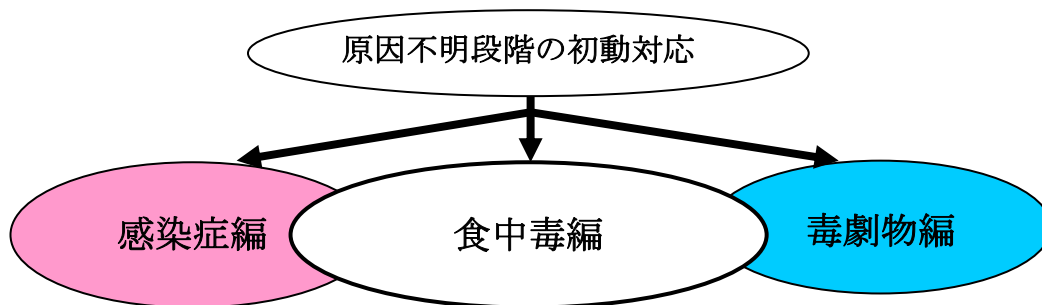
- (1)～(3)以外で衛生指導に必要な検査など

○食中毒等の健康危機管理体制に関する事項

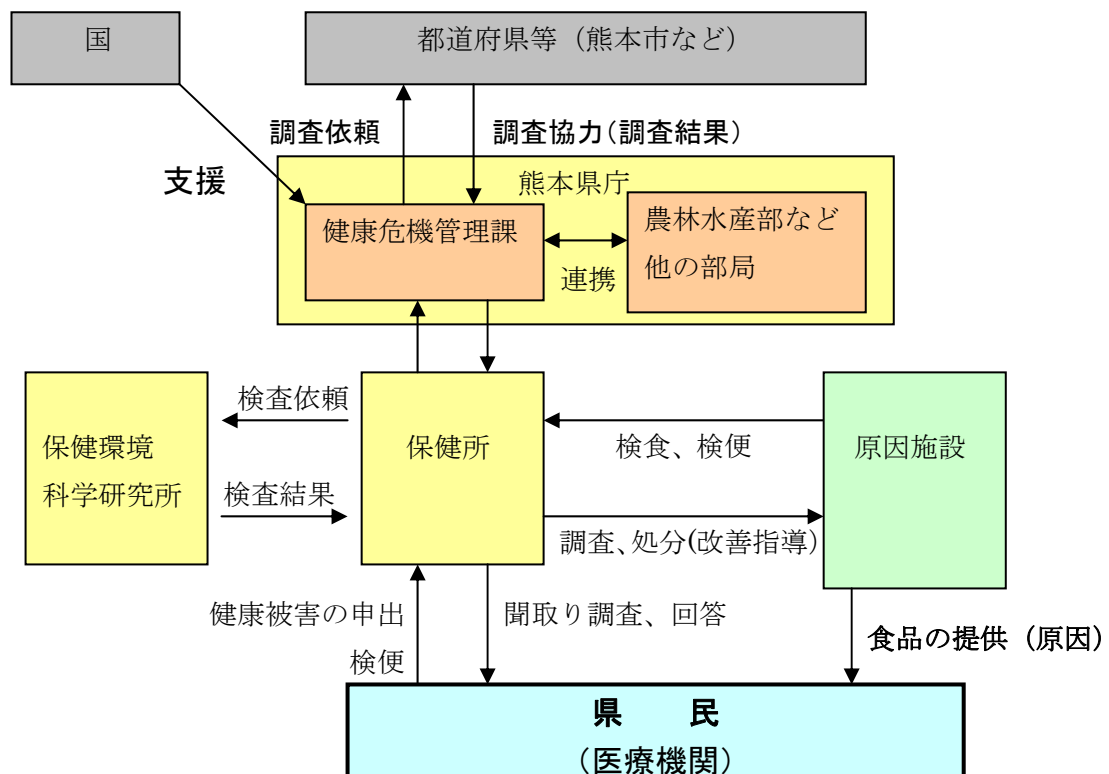
熊本県では、万が一に備え、食中毒に限らず原因不明の健康被害等が発生した際に迅速に原因究明し、被害の拡大と再発の防止を図るため、関係部署との連携等を想定した「健康危機管理マニュアル」を策定しています。

健康被害情報の受付機関である保健所では、第一報を受けた後、原因が特定できるまで初動対応として調査を進め、原因を確定した後に、食中毒、感染症、毒物劇物といった個別対応に移行します。

健康危機管理マニュアル



食中毒等食品事故発生時の対応イメージ



○情報提供及び県民や食品等事業者との意見交換の実施に関する事項

熊本県では、各保健所や県ホームページで食品に関する様々な情報を提供しています。年間を通じて、季節ごとの注意事項(食中毒注意報など)、国や他都道府県等からの情報(食品安全委員会の提言、食品回収情報など)、食中毒発生情報、収去検査結果(違反情報を含む)などの最新情報の提供に努めています。

また、食品事業者や消費者を対象とした食品衛生講習会を(一社)熊本県食品衛生協会と連携し、開催しています。熊本県で取り組んでいる「出前講座」にも対応しており、依頼により各種講習会・研修会に講師を派遣しています。

さらに、夏期及び年末の食品一斉取締り期間中には、各保健所において消費者に委嘱状を交付し、営業施設への立入検査、食品表示の監視、意見交換を行う「一日食品衛生監視員事業」を実施しています。



【意見交換会】



【食品事業者対象の講習会】



【食品衛生協会と連携して行っている食品衛生に関する普及啓発活動】

監視指導計画には、この他、

○違反発見時の対応に関する事項、

○監視指導実施状況の公表に関する事項、

○食品衛生に係る人材育成及び資質の向上に関する事項など、国が示した「指針」に定められている事項や熊本県の実情を勘案した事項を記載しています。

「平成26年度熊本県食品衛生監視指導計画」は、熊本県ホームページにも掲載していますので、ご確認いただけます。

掲載場所は、熊本県ホームページのトップページ <http://www.pref.kumamoto.jp/> から「健康・福祉」分野へ進み、「感染症・衛生」の「食品衛生」のページ上の「計画・構想・指針」の中にあります。

この計画に対するお問い合わせは、熊本県健康危機管理課(食品衛生班:直通096-333-2247)までお願いします。

また、「食中毒の予防について」に関する出前講座を実施しています。申し込みいただいた団体等に職員が出向いて講習等を行いますので、ご希望の方は、各保健所(衛生環境課)にご相談ください。

<参考データ>

食品取扱い施設数(平成24年度末現在)

	法の許可施設	法の許可を要しない施設
熊本県(熊本市は除く)	23, 453	21, 597
全国	2, 502, 829	1, 353, 449

立入検査、収去検査実施状況(平成25年度実績)

	件数
立入検査	30, 718
収去検査	1, 633

と畜検査(BSEスクリーニング検査を含む。)、食鳥検査状況(平成24年度実績)

	件数
と畜検査	197, 649
と畜検査(BSEスクリーニング検査)	37, 013
食鳥検査	17, 608, 564

食中毒の発生状況(平成25年)

	件数	患者数(死者数)
熊本県(熊本市は除く)	7	269(1)
全国	931	20, 872(1)

収去検査での違反発見状況(表示違反は除く。)(平成25年度)

	件数	違反の内訳
熊本県(熊本市は除く)	9	微生物: 5、添加物: 1、農薬等: 3
全国(※H24のデータ)	960	微生物:355、添加物:44、農薬等:29 他